

琴浦町立地適正化計画策定業務（その２）

特記仕様書

I. 業務目的

わが国では、これまで増加してきた人口は減少に転じ、また、高齢化が急速に進展している。特に地方都市では、今後も大幅な人口減少が見込まれており、拡大した市街地のままでは、空き家・空き地が増加し、生活サービス施設が減少するとともに、公共施設・インフラの維持更新費用の増大や固定資産税収の減少などにより、地方財政がますます圧迫されることが懸念されている。

本業務は、琴浦町における持続可能な都市構造への再編に向けて、「琴浦町立地適正化計画」を策定することを目的とし、受託者と発注者の役割分担のもとで、これに必要な調査・分析及び計画を行うものである。

II. 業務内容

1. 計画準備

業務の目的、内容、工程を把握し、円滑な業務遂行に向けた業務計画を立案する。

2. 都市構造の現状分析

人口・土地利用・都市交通・都市施設・民間施設・財政・地価・災害などの各種基礎的データの収集・整理を行うとともに、GIS上でデータを構築し、人口メッシュデータと重ね合わせることで、定量的な都市構造の現況評価・分析を行う。

なお、評価内容の設定にあたっては、「立地適正化計画策定の手引き（R7.4改訂 国土交通省都市局）」や「都市構造の評価に関するハンドブック（H26.8 国土交通省都市局）」を活用する。

3. 都市の将来予測

「2.都市構造の現状分析」で構築した人口メッシュデータを用いて、メッシュ単位での将来人口推計を行う。また、将来人口メッシュと各種基礎的データを重ね合わせ、現状の都市構造が将来に与える影響について分析する。

4. 防災指針の検討

(1)災害リスク分析及び課題の検討

1) 災害種別の災害ハザードマップ情報の収集・整理

防災指針の作成の前提条件となる各種災害ハザードマップ情報（洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮、土砂災害、大規模盛土造成地の滑動崩落、液状化等）について、収集・整理する。（GISデータを貸与）

2) 災害リスクの高い地域の抽出

災害リスクを分析する視点及び分析方法を検討するとともに、分析に必要な都市情報（道路網等の都市施設や防災施設）の収集・整理を行う。

また、設定した分析方法に基づき、リスク分析を3ケース程度行い、災害リスクの高い地域を抽出する。

3) 防災上の課題の整理（発注者実施）

2)の結果を踏まえ、地区別の防災上の課題について整理する。なお、地区は都市計画区域を3地区程度に区分する。

(2)防災まちづくりの将来像及び取組方針の検討（発注者実施）

(1)の結果を踏まえ、地区別の防災まちづくりの将来像及び取組方針について検討する。

(3)具体的な取組の検討 **(発注者実施)**

(2)の結果を踏まえ、地区別防災まちづくりに関して、具体的なハード・ソフトの取組施策を検討する。

(4)取組スケジュールと目標値の検討 **(発注者実施)**

(3)で検討した各取組施策について、短期・中期・長期等の実施スケジュールを検討するとともに、施策を達成するための目標指標及び目標値を設定する。

5. 都市構造上の課題の整理

2～5の結果を総合的に勘案し、都市構造上の課題について整理・分析する。

6. 立地適正化に関する基本的な方針の検討

(1)基本的な方針の検討 **(発注者実施)**

「6.都市構造上の課題の整理」に基づき、また、上位・関連計画や他部局施策の内容等を踏まえながら、「基本的な方針」について検討する。

(2)目指す都市構造の検討

1)都市の拠点の設定と誘導方針の検討

中心拠点や地域・生活拠点等の設定の考え方を整理するとともに、概ねの位置及び範囲を設定する。また、当該拠点における都市機能の誘導方針（方向性）について検討する。

2)基幹的な公共交通軸の設定

基幹的な公共交通軸の考え方を整理するとともに、概ねのネットワークを設定する。

7. 都市機能誘導区域の設定と施策の検討

(1)設定方針の検討

都市機能誘導区域は、主として居住誘導区域内において設定され、都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定めるべきであり、主に以下の視点から区域設定の検討を行う。

- ◆鉄道駅に近い業務、商業などの都市機能が一定程度充実している区域
- ◆周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

(2)都市機能誘導区域の作成

(1)で定めた設定方針に基づき、具体的な都市機能誘導区域を設定する。

(3)誘導施設の検討

現状と課題の整理結果等から、都市機能誘導区域に誘導すべき機能を整理した上で、誘導すべき誘導施設を設定する。

(4)誘導施策の検討

主に以下の視点から、市町村が講ずるべき施策について検討を行う。

- ◆都市機能の立地促進
- ◆歩いて暮らせるまちづくり

◆ 区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

8. 庁内協議会等の開催支援

立地適正化計画の策定にあたっては、庁内協議会(1回)及び都市計画審議会(1回)を開催することとし、必要な資料の作成及びとりまとめを行う。(会合への出席は含まない)

9. 業務報告書の作成

本業務内容をとりまとめた業務報告書を作成する。

10. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時(1回)、成果品納入時の計3回とする。ただし、業務の実施にあたり必要な事項については、その都度監督職員と協議を行うものとする。

Ⅲ. 対象区域

琴浦町行政区域全域

Ⅳ. 貸与資料

本業務を実施する上で必要となる資料は、受注者の要請に応じて貸与するものとする。

なお、貸与された資料については破損・汚損・紛失等のないよう十分注意することとし、また情報漏えい等がないよう適切な監理に努めること。

Ⅴ. 業務期間

契約締結から令和9年3月26日まで

Ⅵ. 成果品の内容

- ・業務報告書(A4版)…………… 2部
- ・報告書・図面等の電子データ…………… 1式